

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十一) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平 . .	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額		2			均等益金算入額 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2) の内 訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3		繰 越 額 の 計 算	均等益金算入額 (17)×—	18	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4			同上以外の場合による 益金算入額	19	
積 立 限 度 額 の 計 算	空港用地取得の計 価額 平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	5		繰 越 額 の 計 算	計 (18)+(19)	20	
	空港用地取得価額 基準額 (5)× $\frac{1}{10}$	6			当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
積 立 限 度 額 の 計 算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))	7		繰 越 額 の 計 算	期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)	22	
	新関空会社所得金額	8			貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23	
積 立 限 度 額 の 計 算	新関空会社欠損金額	9		繰 越 額 の 計 算	差 引 (23)-(22)	24	
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10			照表の取崩不足額 (23)-(23)-前期の(23))	25	
積立限度額の計算	空港用地整備債務基準額 (12)-(16)-(19) (マイナスの場合は0)	13		限度超過額 (2)-(14)	26		
積立限度額の計算	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14		当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)	27		
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15			前期末における差額 (前期の(24))	28		

「15」欄
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
② 「区分番号」欄：「00421」
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額